

日本産業看護学会 名誉会員に関する規程

第1条 (目的)

日本産業看護学会（以下「本会」という）定款第5条第3項について、本規程を定め、これに基づき実施する。

第2条 (名誉会員に推薦できる要件)

名誉会員推薦の要件は、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 理事長を務めた者、理事・監事の職を通算3期（9年間）以上務めた者、学術集会長を務めた者のいずれかの要件を満たし、本会の発展に尽力した者
- (2) 本会の社会的評価を高める功績及び学会運営の発展に特段の功績をあげた者

第3条 (名誉会員決定プロセス)

名誉会員の決定は、次の手続きによる。

理事ならびに評議員は、理事会に対して前条の要件を満たす者を推薦することができる。

- (1) 推薦者の申し出は、4月に行う。
- (2) 理事会は、名誉会員の推薦があった場合は、速やかに審議を行い、名誉会員への就任が妥当と判断した場合は、本人の承諾を得た上で、評議員会に名誉会員の推薦を行う。
- (3) 評議員会での議決により承認された者は、名誉会員となる。
- (4) 総会で名誉会員決定者の報告を行う。

第4条 (名誉会員の適用事項)

本会の名誉会員には、次の各号の事項が適用される。

- (1) 名誉会員の称号を利用できる。
- (2) 年会費・学術集会の参加費が免除される。
- (3) 学会誌に投稿できる。
- (4) 評議員選挙における選挙権・被選挙権は有しない。
- (5) 上記以外の事項については、正会員と同じ扱いとする。

第5条 (規程の変更)

この規程を変更する場合は、理事会の議決を経なければならない。

第6条 (称号証の授与)

名誉会員の称号証は、総会において理事長より授与される。

附則

1. この規程は、2025年5月30日より施行する。